運営規程 参考例　【 地域密着型特定施設入居者生活介護 】　　≪令和６年10月版≫

※この運営規程はあくまで参考例であり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。

|  |  |
| --- | --- |
| △△△ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業 運営規程（施設の目的）第１条　＊＊＊が設置する△△△（以下「施設」という。）において実施する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の入居者の意思及び人格を尊重し、入居者の立場に立った適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保することを目的とする。（運営の方針）第２条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。２　介護は、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行うものとし、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。３　入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。４　事業の実施に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努める。５　入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。６　施設において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。７　介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。８　前７項のほか、「田辺市指定地域密着型サービス等の基準等を定める条例」（平成25年田辺市条例第35号）に定める内容及び関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。（施設の運営）第３条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、施設の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。（施設の名称等）第４条　事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。（１）名　称　△△△（２）所在地　田辺市○○町○番○号　（従業者の職種、員数及び職務の内容）第５条　施設における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。（１）管理者　１名（常勤・専従）管理者は、従業者の管理、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型特定施設入居者生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。（２）生活相談員　○名以上（うち常勤○名）　　　生活相談員は、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、入居者の社会生活に必要な支援を行う。（３）介護職員　○名以上（うち常勤○名）介護職員は、入居者の心身の状況等を的確に把握し、入居者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。（４）　看護職員　○名以上 （うち常勤○名）看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じるものとする。（５）機能訓練指導員　○名以上機能訓練指導員は、入居者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための訓練を行う。（６）計画作成担当者（介護支援専門員）１名以上（常勤・専従）　　　計画作成担当者（介護支援専門員）は、入居者又は家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、他の施設従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。（７）事務員　○名以上　　事務員は、施設の庶務及び会計事務を行う。（定員及び居室数）第６条　施設の利用定員は、○○名とする。２　居室数は、○○室とする。（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容）第７条　施設で行う指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとする。（１）地域密着型特定施設サービス計画の作成（２）入浴、排せつ（３）食事、離床、着替え、整容等の日常生活上の世話（４）機能訓練（５）健康管理（６）相談、援助（７）利用者の家族及び地域との連携（利用料等）第８条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、入居者から本人負担分の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）によるものとする。２　食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。朝食　○○○円／回、昼食　○○○円／回、夕食　○○○円／回３　その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、入居者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。４　前各項の利用料等の支払を受けたときは、入居者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。５　月の途中に入退居があった場合は、日割り計算とする。６　指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、入居者（入居申込者）又はその家族に対し、運営規程に規定する重要事項に関する規程の概要、事業所の従業者の勤務の体制、サービスの内容及び費用等について文書（重要事項説明書等）を交付して説明を行い、入居者（入居申込者）の同意を得るものとする。７　費用を変更する場合には、あらかじめ、第15条の運営推進会議に費用を変更する理由及び金額等を説明するとともに、入居者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名をうける。８　法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者又はその家族に対して交付する。（施設の利用に当たっての留意事項）第９条　入居者は、居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。２　施設従業者は、入居者に対して次の点に留意するよう指示を行う。（１）規則を守り、他の迷惑にならないようにする。（２）共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。（入居に当たっての留意事項）第10条　入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講じる。２　入居者の退去に際しては、入居者及び家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や保健医療、福祉サービス提供者との密接な連携に努める。（緊急時等における対応方法）第11条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに入居者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておくものとする。２　入居者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。３　入居者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。（非常災害対策）第12条　非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を配置する。２　非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年○回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。３　前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。（協力医療機関等）第13条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努める。一　利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。二　当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。３　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。４　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努める。５　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行う。６　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努める。７　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努める。（衛生管理及び感染症の予防等に関する事項）第14条 適切な衛生管理及び感染症の予防及びまん延の防止等のため、衛生管理推進員を配置する。２　入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。３　事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないようにするため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。 （１） 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。（２） 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。（３） 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。（業務継続計画の策定等）第15条　感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。２　事業所の従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。３　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）第16条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。（苦情処理）第17条　施設は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。２　施設は、提供した指定地域密着型特定施設入居者生活介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。３　施設は、提供した指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。（運営推進会議）第18条　施設の行う指定地域密着型特定施設入居者生活介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。２　運営推進会議は入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、施設が所在する圏域の地域包括支援センターの職員及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者等により構成するものとする。３　運営推進会議の開催はおおむね２月に１回以上とする。４　運営推進会議は指定地域密着型特定施設入居者生活介護の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。（人権擁護）第19条　施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、人権擁護推進員を置くとともに、従業者に対し、人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施するものとする。（虐待防止に関する事項）第20条　施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。 （１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。（２）虐待の防止のための指針を整備する。（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。 （４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。２　施設は、サービス提供中に、従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。（身体拘束）第21条　施設は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。２　施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。（１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。（２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。（３）介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。（個人情報の保護）第22条　施設は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。２　施設が得た入居者の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入居者又はその代理人の了解を得る。（その他運営に関する重要事項）第23条　施設は、従業者の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証し、常に最適なものとなるよう努める。（１）採用時研修　　採用後○か月以内（２）継続研修　　　年○回２　施設は、全ての従業者（看護師等、関係法令で定める資格を有する者等を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。３　従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。４　施設は、従業者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。５　施設は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護に関する記録を整備し、完結した日から５年間保存するものとする。６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は＊＊＊ と施設の管理者との協議に基づいて定める。附　則この規程は、令和○年○月○日から施行する。この規程は、令和△年△月△日から施行する。 | 留意事項等 |
| 第１条関係・「＊＊＊」は、開設者名（法人名）を記載してください。・「△△△」は、施設の名称を記載してください。第４条関係・所在地は、丁目、番、号を正確に記載してください。第５条関係・管理者は原則として常勤・専従で配置しますが、事業所の管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務と兼務できます。兼務の場合は兼務する職種を明記してください。【記載例】（常勤・介護職員と兼務）・計画作成担当者は原則として常勤・専従で配置しますが、入居者の処遇に支障がない場合は、施設の他の職務と兼務できます。兼務の場合は兼務する職種を明記してください。【記載例】（常勤・介護職員と兼務）第８条関係第３項・その都度金額が変わる性質のもののみ実費としてください。第11条関係・施設で定めた緊急時の対応方法について記載してください。第15条関係※令和6年4月制度改正関連・令和７年３月31日までは、経過措置期間として、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画を行っている場合には、減算の適用はありませんが、業務継続計画の策定等は、事業所の実情に応じ定めておくよう努めてください。第16条関係・第16条については、令和９年３月31日までの間は経過措置が設けられています。第20条関係・第１項第４号に規定する担当者は、前条に規定する「人権擁護推進員」としても可。※指針の整備や研修の実施を行っていない場合減算の対象となります。第23条関係第６項・「＊＊＊」は、開設者名（法人名）を記載してください。附則関係・変更した場合は、履歴を記載してください。 |